

## 調査・研究テーマ「特別市の法制化に向けた機運醸成について」関連資料

### 1 特別市に関する説明会の実施状況について

地域活動に尽力いただいている市民の皆様を対象に、各区の自治会町内会の研修会等において、市長が特別市の意義や必要性を伝える説明会を順次開催しています。これまでに12区で開催しました。

#### <開催状況（10・11月分）>

開催区	開催日	参加人数
南区	10月3日	約120名
磯子区	11月1日	約90名
保土ヶ谷区	11月6日	約90名
西区	11月13日	約70名
泉区	11月18日	約120名
栄区	11月29日	約240名

#### <内 容>

- 「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
- 意見交換・その他



## 2 国の制度及び予算に関する提案・要望書について

国の令和6年度予算編成が終盤を迎えつつある時機をとらえ、国の予算の確保等を図るため、「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を取りまとめました。

特別市の早期法制化の実現に関する要望は、11月22日に、馬場 総務副大臣に対し行いました。

### 「特別市」の早期法制化の実現 要望内容

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進
- 2 第30次地方制度調査会答申を踏まえ地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、多様な大都市制度の検討を進めるため、総務省に大都市制度検討専任組織（大都市制度企画官の設置）と新たな研究会の設置

## 3 指定都市市長会の取組について

11月20日に、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を開催し、プロジェクトのこれまでの活動状況を確認するとともに、次年度以降の取組の方向性について議論を行いました。

### <多様な大都市制度実現プロジェクト 概要>

#### (1) プロジェクトの活動状況

##### ア 国に対する働きかけ

国等に要請活動を行うため、「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言」を取りまとめ、11月21日に久元神戸市長（会長）、福田川崎市長（プロジェクトリーダー）が指定都市市長会を代表して、馬場 総務副大臣あてに提出しました。

### 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言 概要

- ・特別市は、第30次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められていることから、諮問した国は自ら検討を進める必要がある。国（総務省）に、専任組織と新たな研究会を設置し、特別市の法制化に向け議論の加速化を図ること。また、同答申を踏まえ制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議についても、運用状況の検証とこれを踏まえた課題等の整理を行うこと。
- ・同答申から10年以上が経過していることを踏まえ、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議が行われるよう図ること。
- ・同答申に基づく当面の対応として、指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲を積極的に進めること。

## イ 国会議員に対する働きかけ

11月21日に開催された「指定都市を応援する国会議員の会」役員懇談会で、久元神戸市長（会長）、本村相模原市長（国会調整担当）、福田川崎市長（プロジェクトリーダー）が「指定都市を応援する国会議員の会」の役員8名と意見交換を行いました。

テーマ	多様な大都市制度の実現に向けた取組について
出席者	・「指定都市を応援する国会議員の会」の役員 8名 ・指定都市市長会 久元神戸市長、本村相模原市長、福田川崎市長

## ウ 経済界と連携した取組状況

10月25日の経済同友会地域共創委員会会合で福田川崎市長（プロジェクトリーダー、経済界との連携強化担当）が説明を行いました。

テーマ	指定都市の現状と大都市制度改革の必要性－特別市の法制化に向けて－
出席者	・経済同友会地域共創委員会 65名（オンライン出席含む） ・福田川崎市長

## (2) 次年度以降の取組の方向性

次年度以降も指定都市市長会として議論を進め、総務省や国会議員、経済団体など、効果の高い関係者に対しより具体的な活動を進めることや、次期地方制度調査会での調査審議事項に大都市制度に関する内容を盛り込むよう、国等へ働きかけを行っていくことを確認しました。

- 資料1 国の制度及び予算に関する提案・要望書 抜粋
- 資料2 「第6回 多様な大都市制度実現プロジェクト」概要
- 資料3 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

# 「特別市」の早期法制化の実現

総務省

- 1 「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進
- 2 総務省への大都市制度検討専任組織と新たな研究会の設置

## 現状

### 国

- (1) 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから 67 年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- (2) 第 33 次地方制度調査会では、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について調査審議が行われているが、「特別市」などの大都市制度改革に関する議論は進んでいない。

### 横浜市

- (1) 令和 4 年 2 月に、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を横浜市会が可決。
- (2) 令和 4 年 7 月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。
- (3) 令和 4 年 12 月に、従来の大綱を改訂し、特別市に対して示されている懸念・課題への横浜市の基本的見解を新たに明示した「横浜特別市大綱」を公表。
- (4) 横浜市会が国への要望活動を実施し、「特別市の法制化に関する要望書」を総務省、衆参両院総務委員会等に提出。

## 課題

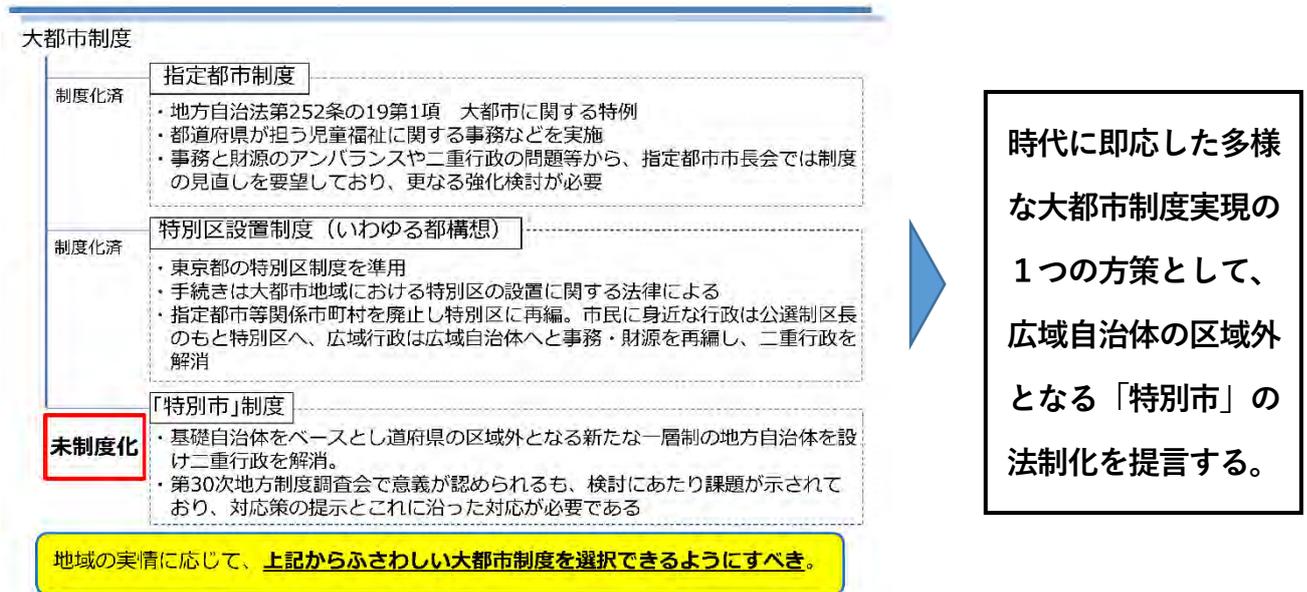
### 指定都市制度の抜本的な改革と特別市の早期実現が必要

- (1) 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、**地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要**。
- (2) 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、**日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要**。
- (3) 第 30 次地方制度調査会の答申では、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づけることを目指すこととし、特別市を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある」とされている。
- (4) 第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直しとして平成 28 年に地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議については、導入から 7 年が経過しており、現在までの運用状況の検証と課題を明らかにすることが必要。

## 提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の实情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進
- 2 第30次地方制度調査会答申を踏まえ地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、多様な大都市制度の検討を進めるため、総務省に大都市制度検討専任組織（大都市制度企画官の設置）と新たな研究会の設置

## 参考1 現在の大都市制度の状況



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

## 参考2 「特別市」制度の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の实情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

# 第6回多様な大都市制度実現プロジェクト 概要

令和5年11月20日

## 1 各市の情報発信の取組状況（重点取組期間：令和5年9月～6年3月）

(1/5)

	分類	内容
仙台市	イベント/講演会等	みんなのまちづくりフォーラム2023(11月12日)
	ポスター掲示	市役所本庁舎、市政情報センター・3区情報センター、各区役所・各総合支所・東京事務所、博物館、科学館、各図書館、生涯学習支援センター、各中央市民センター、せんだいメディアテーク、天文台 計32か所
	その他	・市ホームページへの各種取組(ポスター・チラシ含む)の掲載(随時)
さいたま市	イベント/講演会等	・学生政策提案フォーラムinさいたま(11月26日) ・指定都市市長会シンポジウムinさいたま(1月31日)
	ポスター掲示	市役所本庁舎、各区役所、各図書館、市内文化施設 計42か所
	その他	指定都市市長会での取組等を、HP、SNS、庁内イントラネット等で発信(随時)
千葉市	イベント/講演会等	・各区区民まつり等(10～11月頃) ・みんなとみなとの賑わいまつり(11月23日) ・大都市制度に係る講座実施(ちば産官学連携プラットフォーム「ちば学リレー講座」(@敬愛大学 生涯学習センター))(11月) ・市政出前講座(4月～3月)
	ポスター掲示	市役所本庁舎、各区役所、各区図書館・市政情報室、各コミュニティセンター、生涯学習センター・公民館 計76か所
	電子データの放映	市役所本庁舎、中央区役所大型ビジョンで放映予定(11月～3月)
	その他	市ホームページへの各種取組の掲載(4月～3月)、ちば市政だより10月号に特別市についての記事掲載(10月)、市民アンケートによる特別市認知度等の調査(1月頃)

# 1 各市の情報発信の取組状況（重点取組期間：令和5年9月～6年3月）

(2/5)

	分類	内容
川崎市	イベント/講演会等	・民生委員・児童委員連絡協議会や保護司会、地元経済団体への出前説明会（4月～3月） ・職員階層別研修、各局職員合同説明会及び区職員説明会（5月～10月） ・市民祭り、各区区民祭ブース出展（7月～11月） ・指定都市市長会シンポジウムin川崎（2月～3月頃）
	ポスター掲示	市役所本庁舎、各区役所、各図書館・市民館、市内経済団体、市にゆかりのある国会議員等、市議会、市総合自治会館 計48か所
	電子データの放映	川崎駅東口大型ビジョンや各区役所等計15か所で放映（10月～3月）
	その他	市民アンケートによる特別市認知度等の調査（結果公表：11月）、市ホームページへの各種取組（ポスター・チラシ含む）の掲載（4月～3月）、市ホームページのリニューアルに合わせた掲載の工夫、内容の充実（3月下旬）
横浜市	イベント/講演会等	・自治会町内会向け特別市制度説明会（7月～3月：18区） ・地域団体・グループ向け出前説明会（4月～3月） ・職員向け説明会（4月～3月） ・区パネル展（希望区・随時）
	ポスター掲示	各区役所、各図書館、その他（市内選出国會議員、市会など） 計67か所
	電子データの放映	市庁舎（11月～3月）、区庁舎（1～3月）
	その他	「特別市」認知度定期調査（結果公表：10月）、広報紙への連載コラム掲載（全9回）（7月～3月）、市ホームページへの掲載（4月～3月）、SNS（X、YouTube）による情報発信（4月～3月）、ロゴ・プロモーション動画等の制作（3月）

2

# 1 各市の情報発信の取組状況（重点取組期間：令和5年9月～6年3月）

(3/5)

	分類	内容
相模原市	イベント/講演会等	・出前説明会（まちかど講座）（通年） ・地元学生への説明・意見交換（9月） ・庁内向け動画説明（10月～3月） ・庁内向け有識者講演（12月） ・区民会議への情報提供・意見交換（年度末予定）
	ポスター掲示	市役所本庁舎、各区役所、公民館・総合事務所、市内図書館、はたちのつどい会場 計47か所
	その他	市ホームページへの各種取組（ポスター・チラシ含む）の掲載
浜松市	イベント/講演会等	・市政報告会（10月～12月） ・首都圏における情報発信・交流会（10月31日） ・各種広域連携に関する首長会議（10月30日、1月26日） ・出前講座（4月～3月）
	ポスター掲示	市役所本庁舎内、区役所、協働センター 計54か所
	電子データの放映	・各区役所・行政センター内モニター7か所で放映（1月～3月）
	その他	HPでの情報発信（随時） 庁内での大都市制度に関する研修

3

# 1 各市の情報発信の取組状況（重点取組期間：令和5年9月～6年3月）

(4/5)

	分類	内容
名古屋市	イベント/講演会等	・名古屋市大都市制度講演会(1月) ・市内大学での講義(10月24日、11月13日、11月22日) ・広域連携に関する研究会(1月～2月) ・インターンシップ等研修生事前オリエンテーション(7月～) ・業務ガイダンス(2月頃)
	ポスター掲示	市役所庁舎、各区役所、各区生涯学習センター、市政情報センター等3か所、市会議長及び副議長室 計44か所
	電子データの放映	大型商業施設デジタルサイネージにて放映(4月1日～9月30日)、大型映像装置(デジタルサイネージ)にて放映(随時)
	その他	名古屋市公式LINEで発信(随時)、名古屋市公式ウェブサイト及びイントラへ記事を掲載(随時)、郵便局にてチラシの配架(1月1日～1月末日)、
神戸市	イベント/講演会等	・多様な大都市制度シンポジウム(11月7日) ・出前トーク(随時)
	ポスター掲示	市営地下鉄主要駅(掲示板)、市役所庁舎、多様な大都市制度シンポジウム会場
	その他	HPでの情報発信(随時)

4

# 1 各市の情報発信の取組状況（重点取組期間：令和5年9月～6年3月）

(5/5)

	分類	内容
岡山市	イベント/講演会等	・出前講座(説明会)(4月～3月) ・岡山市民デー(11月～3月)
	ポスター掲示	市役所庁舎、各区役所庁舎、図書館、ふれあいセンター、市役所庁舎エレベーター前デジタルサイネージ、市民サービスコーナー等、岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ、岡山駅南地下道壁面デジタルサイネージ、デジタルサイネージ「わが街NAVI」(イオンモール岡山内) 計32か所
	その他	・市ホームページへのチラシの掲載(掲載中) ・岡山市にゆかりのある省庁関係者へのチラシの配付
広島市	イベント/講演会等	・広島広域都市圏内の大学への特別市制度の紹介(随時) ・市政出前講座(随時) ・区民まつり(11月) ・広島市二十歳を祝うつどい(1月)
	ポスター掲示	市役所本庁舎、各区役所・出張所、市役所本庁舎デジタルサイネージ 計26か所
	その他	市ホームページへの各種取組の掲載(随時)
熊本市	イベント/講演会等	随時検討
	ポスター掲示	市役所本庁舎 計1～2か所
	その他	市ホームページへの各種取組(ポスター・チラシ含む)の掲載(随時)

5

## 2 国に対する働きかけ

### ■ 大都市制度実現に向けた提言文(案)

#### 〈ポイント〉

- 特別市は、第30次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められていることから、諮問した国は自ら検討を進める必要がある。
- 国(総務省)に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市の法制化に向け議論の加速化を図ること。
- 同答申を踏まえ制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議についても、運用状況の検証と課題等の整理を行うこと。
- 同答申から10年以上が経過していることを踏まえ、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議が行われるよう図ること。
- 同答申に基づく当面の対応として、指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

#### 提出先：総務省

今後、日程調整の上、提言活動を実施

※総務省へ提出後、その写しを地方制度調査会会長あてに参考送付の予定

6

## 3 国会議員に対する働きかけ

### ■ 指定都市を応援する国会議員の会との連携

#### 「指定都市を応援する国会議員の会」役員懇談会概要

- 日時 令和5年11月21日(火)12時~13時
- テーマ 多様な大都市制度の実現に向けた取組について
- 出席者予定者(令和5年11月15日時点)
  - ・「指定都市を応援する国会議員の会」の役員  
(自由民主党)逢沢 一郎 議員、塩谷 立 議員、田中 和徳 議員、  
西村 明宏 議員
  - (公明党) 大口 善徳 議員、西田 実仁 議員
  - (立憲民主党)福山 哲郎 議員、鬼木 誠 議員、岡本 あき子 議員
  - (国民民主党)大塚 耕平 議員
- 指定都市市長会 久元神戸市長(会長)  
本村相模原市長(国会調整担当)、福田川崎市長(プロジェクトリーダー)

7

## 4 経済界と連携した取組状況

### ■ 経済同友会 地域共創委員会 会合

#### 「地域共創委員会」会合の概要

- 日時 令和5年10月25日(水)15時30分~17時
- 場所 日本工業倶楽部会館 3階 大ホール
- テーマ 指定都市の現状と大都市制度改革の必要性  
ー特別市の法制化に向けてー
- 出席者
  - ・経済同友会地域共創委員会 65名 (会場及びオンライン併用)
  - ・福田川崎市長 (多様な大都市制度実現プロジェクトリーダー)  
(経済界との連携強化担当)



経済同友会 地域共創委員会 会合

8

## 5 機運醸成に向けて取組強化が必要な事項

### 【現在の状況】

特別市の法制化に結び付けるためには、これまでの議論を深堀し、具体的な行動に繋げていくための取組強化が必要

### 【多様な大都市制度を実現するために取組の強化が必要な事項】

- 特別市の法制化に向けては引き続き指定都市が一体となり、その具体化に向けて更に議論すること。
- 効果的な情報を適切なタイミングで、必要な関係者に戦略的に各市長が伝えていくこと。
- プロジェクトでの議論の結果を具体的な活動として展開をしていくこと。
- 第33次地方制度調査会での審議が今年度で終了する見込みの中、大都市制度に関して次期地方制度調査会での議論に繋げていくこと。

9

## 6 次年度以降の取組の方向性（案）

多様な大都市制度の早期実現に向けて、引き続き指定都市市長会の場で次のような事項について議論を進め、具体的な行動に移していく。

- 多様な大都市制度の早期実現に向けて、指定都市がどのように一丸となって取組を実施するのかを議論する。
- 総務省や国会議員、経済団体などに対して、どのタイミングでどのような内容を、戦略的に働きかけていくのかを議論し、優先度も考慮しながら、効果の高い関係者に対し、より具体的な活動を進める。
- 次期地方制度調査会での調査審議事項に大都市制度に関する内容を盛り込むよう国等に働きかけを行っていく。

## 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、65 年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役、さらには日本の成長のエンジン役など、指定都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市(通称「特別市」)」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

特別市は、二重行政の完全な解消や、基礎自治体に権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正や圏域の発展、日本の国際競争力の強化に繋がるものであり、その効果を日本全体に広げること、持続可能な地域社会や多極分散型社会の実現など日本の成長のエンジン役を果たすことを可能にするものである。

しかしながら、大都市制度について検討がなされた第 30 次地方制度調査会の答申において、「特別市(仮称)」の検討には意義があるとされ、「さらに検討すべき課題」として具体的な事項までもが明記されているにもかかわらず、国における検討が全く進んでいない状況にある。さらに、当面の対応とされた道府県から指定都市への事務と税財源の移譲についても遅々として進められていない。こうした状況は、同調査会の軽視につながりかねないものである。

また、同答申を踏まえ制度化された総合区がこれまで設置されていない要因や、指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、これを踏まえた課題の整理も必要である。

指定都市市長会では、これまで、「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、第30次地方制度調査会の答申で指摘された課題への対応（考え方）を含め、特別市の必要性や効果、法制化案等を取りまとめるとともに、特別市の法制化など多様な大都市制度実現に向けた機運醸成の取組等を進めている。

第33次地方制度調査会では、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議が行われてきているところであり、「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、地方制度調査会における調査審議を通じて、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、法整備を視野に入れつつ検討を進めるとされたところである。これらの検討にあたっては、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、将来にわたってその責任と役割を存分に果たすため、指定都市市長会がこれまで繰り返し国等へ要請・提言をしている特別市の法制化を含めた多様な大都市制度のあり方について、国が真摯に受け止め、十分な議論がなされることが不可欠である。

については、大都市制度の議論を加速させ、特別市の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり提言を行う。

## 記

- 1 特別市は、第30次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められており、諮問した国は自ら検討を進める必要がある。そのため、令和3年11月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市の法制化に向け議論の加速化を図ること。

また、同答申を踏まえ制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議についても、運用状況の検証とこれを踏まえた課題等の整理を行うこと。

- 2 同答申から10年以上が経過していることを踏まえ、この間に顕在化した大都市地域に係る問題や我が国の社会経済、地域社会などの変容に的確に対応する観点から、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議が行われるよう図ること。
  
- 3 同答申に基づく当面の対応として、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和5年11月21日  
指定都市市長会